

「年収の壁・支援強化パッケージ」事業主の証明による扶養者認定について

1 収入基準額について

被扶養者の認定における収入基準額は、年130万円未満で変更はありません。

（60歳以上の者又は障害年金等の受給者は180万円未満）

2 収入確認時における取扱いについて

上記1に関わらず、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加し、**年130万円以上となる場合**には、新たな被扶養者の認定又は被扶養者の資格確認の際に、「事業主の証明書」（別添）を添付願います。

必要書類（所得証明書、給与明細書、源泉徴収票、雇用契約書等）及び「事業主の証明書」と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断した上で「被扶養者として認定する」又は「直ちに被扶養者認定を取り消さない」取扱いとします。

3 一時的な事情の判断基準

上記2はあくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について**原則として連続2回まで**を「事業主の証明書」による審査とします。

上記2の収入確認による被扶養者が、次の収入確認時点で年130万円以上の収入である場合は、「事業主の証明書」の提出の有無にて資格確認をします。提出がない場合や記載内容に誤りがあった場合は、遡及して認定が取り消されることもあります。

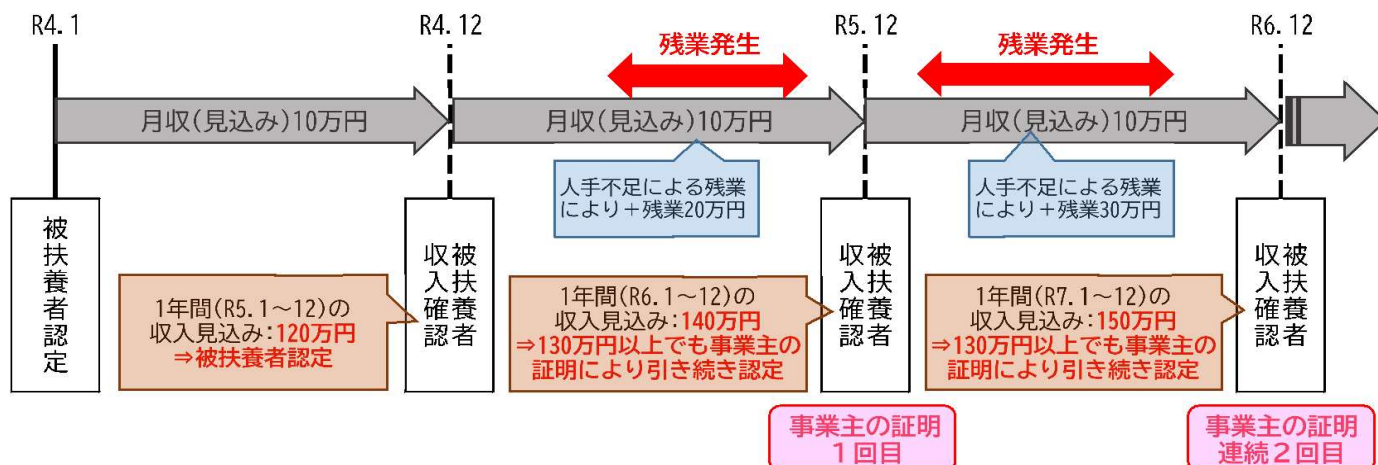
4 適用日

令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び収入確認から当分の間

5 留意事項

この取り扱いについては、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加する被扶養者が対象となります。この収入をのぞいてもなお収入基準額以上となる場合、認定取消となることもありますのでご注意ください。

【例】被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であったが、残業により収入増になった場合



記入例

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
組合員 (申請者)	(フリガナ) 氏 名	キョウサイ 知 共 済 太 郎
	組合員証記号・番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇
被扶養者 (認定対象者)	(フリガナ) 氏 名	キョウサイ ハナ 共 済 花 子

※3 組合員の所属所や共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇
事業所名称	〇〇〇〇〇〇
事業主氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
雇用契約等により本来想定される年間収入	1, 200, 000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 4 月 から 令和 6 年 5 月 まで
上記期間における当事業所での労働による一時的な収入額	200, 000円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※ 1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※ 2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 年 月 日
組合員 (申請者)	(フリガナ) 氏 名	
	組合員証記号・番号	
被扶養者 (認定対象者)	(フリガナ) 氏 名	

※ 3 組合員の所属所や共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号				
雇用契約等により本来想定される年間収入	円			
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
上記期間における当事業所での労働による一時的な収入額	円			

※ 4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※ 5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。